金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令(昭和四十三年大蔵省令第二十七号)

法第四百四十条第三項に規定する措置をとつている場合 同法第	二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象金融機関が会社	第三項第二十八号イに掲げる事項	ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条	イ (略)	ている場合 次に掲げるもの	)が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をし	の金融機関(銀行に限る。)をいう。以下この条において同じ。	(法第四十三条及び第六十三条において準用する場合を含む。)	条において準用する場合を含む。)及び第三十八条第二項第三号	融機関(法第二十六条第二項第三号(法第三十一条又は第五十八	最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象金	、当該各号に定めるものとする。	の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ	る内閣府令で定めるものは、これらの規定による公告の日又は催告	四十三条及び第六十三条において準用する場合を含む。) に規定す	おいて準用する場合を含む。)及び第三十八条第二項第三号(法第	第四条 法第二十六条第二項第三号 (法第三十一条又は第五十八条に	(金融機関の計算書類に関する事項)	改正案
法第四百四十条第三項に規定する措置をとつている場合 同法第	二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象金融機関が会社	第三項第二十九号イに掲げる事項	ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条	イ (略)	ている場合 次に掲げるもの	)が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をし	の金融機関(銀行に限る。)をいう。以下この条において同じ。	(法第四十三条及び第六十三条において準用する場合を含む。)	条において準用する場合を含む。)及び第三十八条第二項第三号	融機関(法第二十六条第二項第三号(法第三十一条又は第五十八	最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象金	、当該各号に定めるものとする。	の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ	る内閣府令で定めるものは、これらの規定による公告の日又は催告	四十三条及び第六十三条において準用する場合を含む。)に規定す	おいて準用する場合を含む。)及び第三十八条第二項第三号 (法第	第四条 法第二十六条第二項第三号 (法第三十一条又は第五十八条に	(金融機関の計算書類に関する事項)	現

第十条 法第三十三条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、 第九条 法第三十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、 に掲げる事項とする に掲げる事項とする。 三(吸収合併存続銀行における次に掲げる事項) (吸収合併存続銀行の事後開示事項) (新設合併設立銀行の事後開示事項) する吸収合併消滅協同組織金融機関をいう。以下この条において 同じ。) における次に掲げる事項 九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項 新設合併消滅銀行における次に掲げる事項 吸収合併消滅協同組織金融機関(法第九条第一項第一号に規定 (略) (略) (第二項第二号口を除く。)の規定による手続の経過 法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過 法第三十一条において準用する法第二十四条及び第二十六条 法第三十条の二本文の規定による請求に係る手続の経過 法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過 (略) (略) 次 次 第十条 法第三十三条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、 第九条 法第三十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、 四~七 (略)  $\equiv$ 三 了 五 に掲げる事項とする。 に掲げる事項とする (新設合併設立銀行の事後開示事項) (吸収合併存続銀行の事後開示事項) の経過 る手続の経過 する吸収合併消滅協同組織金融機関をいう。以下この条において 九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項 同じ。) における法第三十七条及び第三十八条の規定による手続 二十四条及び第二十六条(第二項第二号口を除く。 吸収合併存続銀行における法第三十一条において準用する法第 吸収合併消滅協同組織金融機関(法第九条第一項第一号に規定 新設合併消滅銀行における法第二十四条から第二十六条までの (略) (略) (略) )の規定によ 次 次

- 法第二十四条から第二十六条までの規定による手続の経過 法第二十三条の二の規定による請求に係る手続の経過 規定による手続の経過
- 三が設合併消滅金融機関における次に掲げる事項
- イ 法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過
- ロ 法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過

四・五 (略)

( 吸収合併存続協同組織金融機関の事後開示事項)

第十一条第一項の場合に限る。)は、次に掲げる事項とする。第十三条 法第四十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項(法

一 (略)

二 吸収合併消滅銀行における次に掲げる事項

1 法第二十三条の二の規定による請求に係る手続の経過

- □ 法第二十四条から第二十六条までの規定による手続の経過
- 二 吸収合併存続信用金庫における次に掲げる事項
- イ 法第四十二条の二本文の規定による請求に係る手続の経過
- | 項及び第二項並びに第三十八条(第二項第二号口を除く。)の| | 法第四十三条において読み替えて準用する法第三十七条第一

規定による手続の経過

(略)

条第一項の場合に限る。) は、次に掲げる事項とする。2 法第四十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項(法第十七

一 (略)

三|新設合併消滅金融機関における法第三十七条及び第三十八条の

規定による手続の経過

四・五 (略)

第十一条第一項の場合に限る。) は、次に掲げる事項とする。第十三条 法第四十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項(法

(吸収合併存続協同組織金融機関の事後開示事項)

一(略)

規定による手続の経過 - 吸収合併消滅銀行における法第二十四条から第二十六条までの

四~七 (略)

条第一項の場合に限る。)は、次に掲げる事項とする。2.法第四十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項(法第十七

一 (略)

П 吸収合併消滅協同組織金融機関における次に掲げる事項 法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過 十八条の規定による手続の経過 吸収合併消滅協同組織金融機関における法第三十七条及び第三

三の収合併存続協同組織金融機関における次に掲げる事項

法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過

法第四十二条の二本文の規定による請求に係る手続の経過

П 法第四十三条において読み替えて準用する法第三十七条第一

規定による手続の経過 項及び第二項並びに第三十八条(第二項第二号口を除く。

四~七 (略)

(新設合併設立協同組織金融機関の事後開示事項)

第十四条 法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項 第十五条第一項の場合に限る。)は、次に掲げる事項とする。 へ 法

(略)

新設合併消滅銀行における次に掲げる事項

法第二十三条の二の規定による請求に係る手続の経過

法第二十四条から第二十六条までの規定による手続の経過

新設合併消滅信用金庫における次に掲げる事項

法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過

法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過

四~七 (略)

条第一項の場合に限る。)は、次に掲げる事項とする。 法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項(法第十九

 $\equiv$ 項第二号口を除く。 準用する法第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条 (第二 吸収合併存続協同組織金融機関における法第四十三条において ) の規定による手続の経過

四~七 (略)

第十四条 法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項 (法

(新設合併設立協同組織金融機関の事後開示事項)

第十五条第一項の場合に限る。) は、次に掲げる事項とする

(略)

規定による手続の経過 新設合併消滅銀行における法第二十四条から第二十六条までの

Ξ 新設合併消滅信用金庫における法第三十七条及び第三十八条の

規定による手続の経過

四~七 (略)

2 法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項 (法第十九 条第一項の場合に限る。)は、次に掲げる事項とする。

三个六 (略)	口 法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過	イ 法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過	二 新設合併消滅協同組織金融機関における次に掲げる事項	一 (略)
三个六(略)		十八条の規定による手続の経過	二 新設合併消滅協同組織金融機関における法第三十七条及び第三	